



石川労働局発表  
令和7年8月29日（金）

【照会先】  
石川労働局労働基準部賃金室  
室長 河野 英俊  
室長補佐 石間 康時士  
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

## 令和7年度「石川県最低賃金」を改正決定します —70円引上げ 時間額1,054円に— —業務改善助成金・キャリアアップ助成金などの活用を—

石川労働局（局長 八木 健一）は、「石川県最低賃金」を時間額1,054円（引上げ額70円）へ改正することについて、9月8日（月）の官報で公示します。

これにより、石川県最低賃金は、令和7年10月8日（水）から1,054円に引き上げられます。

| 改正額<br>(時間額) | 現行額<br>(時間額) | 引上げ額 | 引上げ率  | 効力発生日        |
|--------------|--------------|------|-------|--------------|
| 1,054円       | 984円         | 70円  | 7.11% | 令和7年10月8日(水) |

- 石川県最低賃金は、石川県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 令和7年10月8日(水)からは、石川県内で事業を営む使用者は、原則として、パートタイム、アルバイトを含む使用するすべての労働者に対して「時間額1,054円」以上の賃金を支払わなければなりません。

石川労働局では、改正後の石川県最低賃金について、県内の事業場、労働者に広く周知し、履行確保を図っていきます。事業者には、業務改善助成金、キャリアアップ助成金などをはじめとした、各種助成金による生産性向上（設備・人への投資等）や非正規雇用労働者の処遇改善等の支援策を取りまとめた「賃金引上げ支援助成金パッケージ（別添）」を配布して制度を周知の上、利活用を勧奨します。また、9月8日（月）から効力発生日の10月8日（水）までを「石川県最低賃金周知強化期間」として以下の取組を行います。

### 【周知強化期間の主な取組】

- 労使の関係7団体へ労働局長が訪問し、最賃改正と支援策の周知を要請します。  
【取材をお願いします。前日までに労働局労働基準部賃金室へお申し込みください。】
  - ・一般社団法人石川県経営者協会会長へ要請（9/8、11:00） 商工会議所会館内
  - ・日本労働組合総連合石川県連合会長へ要請（9/9、11:30） 勤労者福祉文化会館内
- 石川県、県内全市町、使用者団体、労働者団体等の関係機関に対して、広報誌やホームページへの掲載やポスター掲示依頼の協力を要請 など

※業務改善助成金については、石川労働局雇用環境・均等室(076-265-4429)、キャリアアップ助成金は、石川労働局職業安定部職業対策課(076-265-4428)までお問合せください。

# 賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

**活用例** 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

| 賃上げコース区分 | 助成上限額    |
|----------|----------|
| 30円コース   | 30～130万円 |
| 45円コース   | 45～180万円 |
| 60円コース   | 60～300万円 |
| 90円コース   | 90～600万円 |

### 活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

## キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

| 非正規雇用労働者の賃上げ率の区分 | 助成額(1人当たり)   |
|------------------|--------------|
| 3%以上4%未満の場合      | 4万円(2.6万円)   |
| 4%以上5%未満の場合      | 5万円(3.3万円)   |
| 5%以上6%未満の場合      | 6.5万円(4.3万円) |
| 6%以上の場合          | 7万円(4.6万円)   |

### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

## 働き方改革推進支援助成金

**労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

| コース区分            | 助成上限額    |             |
|------------------|----------|-------------|
|                  | 基本部分     | 賃上げ加算       |
| 業種別課題対応コース(※1)   | 25～550万円 |             |
| 労働時間短縮・年休促進支援コース | 25～200万円 | 6～360万円(※2) |
| 勤務間インターバル導入コース   | 50～120万円 |             |

### 活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

# 人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

## 活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

| 区分(※)     | 賃上げした場合の助成率・額                                 |
|-----------|-----------------------------------------------|
| ①賃金助成額    | 労働者1人1時間あたり<br>500円・1000円                     |
| ②経費助成率    | 訓練経費の45%～100%<br>※制度導入に係る助成の場合は、<br>24万円・36万円 |
| ③OJT実施助成額 | 1人1コースあたり<br>12万円～25万円                        |

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



## 活用のポイント

## 職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

# 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

## 活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

| 区分            | 助成額(※1・2)           |
|---------------|---------------------|
| ①賃金規定制度       | 50万円<br>(40万円)      |
| ②諸手当等制度       |                     |
| ③人事評価制度       |                     |
| ④職場活性化制度      | 25万円<br>(20万円)      |
| ⑤健康づくり制度      |                     |
| ⑥作業負担を軽減する機器等 | 導入経費の62.5%<br>(50%) |



## 活用のポイント

## 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算  
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

# より高い処遇への労働移動等への支援

## 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

## 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

## 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。



## 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku\\_nitsuite/bunya/package\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html)



(R7.4)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 能登半島地震の影響で破損した設備の 更新を考えている事業主の皆様へ

## 高品質な機械で生産性を高めませんか？



地震の影響で機械が壊れてしまった。。。  
新しい機械を買わないといけない。。。

## そのお悩み、業務改善助成金で解決できるかもしれません！！

### 業務改善助成金ってなんですか？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



申請



決定



支給

### 破損した設備を更新する場合でも利用できるの？

破損したことを機に、既存の機器設備等より高い能力を有する上位機種を導入し、それにより、生産性の向上、労働能率の増進に資することが認められれば、助成対象となります。

### こんな活用方法があります！

- ・地震で破損した釣銭機を、POSレジシステムに変えることによる在庫管理の短縮！！
- ・地震で破損した店舗を改装するにあたり、レイアウトを変更して、配膳時間の短縮！！
- ・地震で休業しているが、事業再開にあたり生産性を高める高品質な機械を導入したい！！

同一の設備投資等で助成金等を受けている場合には、併せて受給することはできませんのでご注意ください。

### お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索

